

# 測量成果の利用に必要な手続きフロー(測量法43条、44条)

## Q1 下記の地図等を利用しますか？

- ・都市計画図データ (1/2500[PDF・DXF・SFC・数値地形図]、1/10000[DM])
- ・航空写真

NO

申請不要

YES

## Q2 地図としての利用が想定されないものを作成(以下に該当しますか)？

- ・ハンカチ、Tシャツ、紙袋、メモ帳、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表彰状や名刺などデザインとして製品への印刷
- ・イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの、作図ソフトで作った簡易的なもの

YES

申請不要

※出展明示が必要

NO

## Q3 成果品を不特定多数の者に提供しない(以下に該当しますか)？

- ・私的利用(10人程度の少数なグループでの利用)
- ・社内、サークル、同好会、学校その他教育機関など組織内での利用
- ・特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用
- ・論文、試験問題に利用
- ・一時的な資料として利用(利用後保管せず廃棄する場合など)

YES

申請不要

※出展明示が必要

NO

## Q4-1 作成する成果物が測量成果として正確さを要しないもの(1) (以下に該当しますか)？

- ・博物館等における展示物として利用
- ・テレビ番組で利用
- ・書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入(ただし、地図帳、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、書籍等のメインコンテンツが地図である場合を除く)

YES

申請不要

※出展明示が必要

NO

## Q4-2 作成する成果物が測量成果として正確さを要しないもの(2) (以下に該当しますか)？

- ・位置座標のない成果品のみ作成(デジタルデータの場合は座標、紙地図の場合は経緯度)

YES

## Q4-3 以下のいずれかに該当しますか？

- ①国土の管理に関わる地図情報を作成(公共事業計画、ハザードマップ等(ただし、交通安全マップや文化財マップ、位置図などは除く))
- ②地図に元々記載されているものを異なる表記に変更する場合(注記の修正、道路の形状修正、標高データを使って陰影を作成・描画など)
- ③販売している刊行物(紙地図含む)と比較して、一見違いが明確に判別できないものを作成

NO

申請不要

※出展明示が必要

YES

## Q5 利用の形態は、以下の複製または使用どちらに該当しますか？

### 複製(43条)

- 1 測量成果をコピー・スキャンで複製したものを単に背景として用いるもの
- 2 測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加しただけのもの
- 3 測量成果の情報を読み取って作り変えることはしないもの
- 4 微小な変更に止まる複製かつ営利目的で販売するもの(詳細は「測量成果の利用に必要な手続き」を参照)

YES

複製承認  
(43条)

### 使用(44条)

- 1 基の測量成果を読み取って、基の測量成果に手を入れて別種の地図を作成するもの
- 2 測量によって得たデータ等を付加し、独自性のある主題図(地質図など)を作成
- 3 数値地図などベクトルデータを使用して紙地図(ラスター画像)を作成

YES

使用承認  
(44条)

イメージ

申請不要

- ・地図として正確さが足りないものを作成
- ・不特定多数の者に提供しないもの

イメージ

複製承認  
(43条)

- ・コピー・スキャンで背景に利用
- ・地図に情報を加えたり一部の間引いたもの

使用承認  
(44条)

- ・測量データを加える
- ・別の地図を作成
- ・航空写真のオルソ化

### ××承認が認められない具体例××

- ・何ら手を加えず全く同じものを複製する場合
- ・数値地図の形式だけ変換(TIFF形式からBMP形式など)
- ・解像度を荒くしただけ
- ・貼り合わせただけ
- ・拡大しただけ(85%超~125%未満)
- ・申請内容に虚偽のあるもの
- ・目的が犯罪行為や公序良俗に反するもの

判断に迷う場合は  
国土地理院HP「手続き利用ナビ」を参考にしてください。